



島根県報

平成20年 6月13日 (金)

第 1,991 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

平成20年 6 月定例県議会の招集	(財 政 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	4
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の 4 第 4 項後段及び第33条第 4 項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の認定	(")	4
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の 4 第 2 項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の指定	(")	5
換地計画書の縦覧 (2 件)	(農 村 整 備 課)	5
県営土地改良事業計画の変更	(")	6
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	6
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水 産 課)	6
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	7
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 課)	8

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	8
補欠の使用者委員候補者の推薦期間	(雇 用 政 策 課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	9
特定調達公告		
平成20年度雪寒機械の購入に係る一般競争入札の実施	(道 路 維 持 課)	9
選管告示		
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の 1 及び 3 分の 1 の数		11

告

示

島根県告示第518号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定に基づき、平成20年6月27日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年 6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
はしもと内科クリニック	出雲市今市町藤ヶ森2074	平成20年6月1日
かつべ眼科クリニック	出雲市今市町藤ヶ森2074	平成20年6月1日
くすりのファミリアみずほ薬局	邑智郡邑南町市木2153 - 1	平成20年6月1日

島根県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
四方歯科医院	松江市灘町64	平成20年3月31日

島根県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 樹	簸川郡斐川町大字直江町4641 - 2	福祉用具貸与	有限会社 樹 ケア ショップ ももたろ う	簸川郡斐川町大字直江町4641 - 2	平成20年4月1日
有限会社 樹	簸川郡斐川町大字直江町4641 - 2	特定福祉用具販売	有限会社 樹 ケア ショップ ももたろ う	簸川郡斐川町大字直江町4641 - 2	平成20年4月1日
有限会社 樹	簸川郡斐川町大字直江町4641 - 2	介護予防福祉用具貸与	有限会社 樹 ケア ショップ ももたろ う	簸川郡斐川町大字直江町4641 - 2	平成20年4月1日
有限会社 樹	簸川郡斐川町大字直江町4641 - 2	特定介護予防福祉用具販売	有限会社 樹 ケア ショップ ももたろ う	簸川郡斐川町大字直江町4641 - 2	平成20年4月1日
有限会社 まつえ ファーマシー	松江市内中原町14番地	居宅療養管理指導	グリーン調剤薬局西川津店	松江市西川津町766 - 7	平成20年5月29日

有限会社 まつえ ファーマシー	松江市内中原町14番 地	介護予防居宅 療養管理指導	グリーン調剤薬局西 川津店	松江市西川津町766 - 7	平成20年 5 月29日
株式会社 グリーン ケアはーねす	出雲市大津町289番	通所介護	通所介護事業所 ケ アはーねす出雲	出雲市大津町289番	平成20年 5 月29日
株式会社 グリーン ケアはーねす	出雲市大津町289番	小規模多機能 型居宅介護	小規模多機能型居宅 介護事業所 ケア はーねす出雲	出雲市大津町289番	平成20年 5 月30日

島根県告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
四方 正光	松江市灘町64	居宅療養管理 指導	四方歯科医院	松江市灘町64	平成20年 3 月31日
四方 正光	松江市灘町64	訪問看護	四方歯科医院	松江市灘町64	平成20年 3 月31日
四方 正光	松江市灘町64	訪問リハビリ テーション	四方歯科医院	松江市灘町64	平成20年 3 月31日
四方 正光	松江市灘町64	介護予防居宅 療養管理指導	四方歯科医院	松江市灘町64	平成20年 3 月31日
四方 正光	松江市灘町64	介護予防訪問 看護	四方歯科医院	松江市灘町64	平成20年 3 月31日
四方 正光	松江市灘町64	介護予防訪問 リハビリテー ション	四方歯科医院	松江市灘町64	平成20年 3 月31日
医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	居宅療養管理 指導	医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	平成20年 3 月31日
医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	訪問看護	医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	平成20年 3 月31日
医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	訪問リハビリ テーション	医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	平成20年 3 月31日
医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	介護予防居宅 療養管理指導	医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	平成20年 3 月31日
医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	介護予防訪問 看護	医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	平成20年 3 月31日
医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	介護予防訪問 リハビリテー ション	医療法人 飯塚医院	簸川郡斐川町大字直 江町1110 - 1	平成20年 3 月31日

社会福祉法人 聖徳福祉会	松江市浜佐田町125番地	通所介護	デイサービスひさご苑	松江市浜佐田町125番地	平成20年5月31日
社会福祉法人 聖徳福祉会	松江市浜佐田町125番地	介護予防通所介護	デイサービスひさご苑	松江市浜佐田町125番地	平成20年5月31日

島根県告示第523号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成20年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
大谷 裕	外科	松江市立病院	松江市乃白町32番地1	平成20年5月27日
武田 賢一	呼吸器内科	松江市立病院	松江市乃白町32番地1	平成20年5月27日
峠岡 康幸	呼吸器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成20年5月27日
合田 薫	耳鼻咽喉科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成20年5月27日
北角 泰人	外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成20年5月27日
大森 浩志	外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成20年5月27日
小池 誠	外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成20年5月27日
中村 貴士	眼科	島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1016-37	平成20年5月27日
亀山 康弘	整形外科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	平成20年5月27日
片岡 和哉	形成外科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	平成20年5月27日
三瀧 真悟	内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成20年5月27日
上野 宏泰	整形外科	益田地域医療センター 医師会病院	益田市遠田町1917-2	平成20年5月27日
小川 哲生	内科	益田地域医療センター 医師会病院	益田市遠田町1917-2	平成20年5月27日
今出 真司	整形外科	隠岐広域連合立 隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成20年5月27日

島根県告示第524号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり認定したので、告示する。

平成20年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定年月日
医療法人社団清和会 西川病院	浜田市港町293-2	平成20年6月1日

島根県告示第525号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の 4 第 2 項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成20年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団清和会 西川病院	浜田市港町293 - 2	平成20年 6 月 1 日

島根県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第 1 項の規定に基づき、益田市土地改良区理事長から白上地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の 2 第 1 項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成20年 6 月13日から21日間
- 3 縦覧の場所
益田市役所

島根県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美 2 期（益田）地区中の口工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成20年 6 月13日から21日間
- 3 縦覧の場所
益田市役所

島根県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、角井地区を受益地域とする区画整理事業（県営地域開発関連基盤整備事業（秩序形成型））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に興議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年6月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

角井地区区画整理事業（県営地域開発関連基盤整備事業（秩序形成型））変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

飯南町役場

島根県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年6月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市大田町大田字源山イ2074 - 66

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第530号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成20年6月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 加入区の名称

浜田市加入区

2 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね浜田支所の地区のうち江津出張所及び三隅出張所を除く地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第 2 号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分の欄の13に掲げる漁業の区分

島根県告示第531号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 区域の名称 枕瀬東

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から27号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と27号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
鹿足郡津和野町枕瀬130番	1 号
” 96番 2	2 号
” 812番55	3 号及び 4 号
” 812番 5	5 号及び 6 号
” 105番 1	7 号
” 812番59	8 号
” 109番 1	9 号
” 110番 1	10号
” 112番 1	11号及び12号
” 104番	13号
” 115番	14号
” 104番	15号
” 117番	16号
” 121番 1	17号及び18号
” 102番 2	19号
” 102番 1	20号及び21号
” 101番 1	22号及び23号
” 101番 4	24号及び25号
” 130番	26号及び27号

2(1) 区域の名称 町上（追加）

(2) 土地の表示

平成13年12月 4 日島根県告示第887号で指定した標柱 1 号から 2 号までを順次に結んだ線、標柱 1 号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号を結んだ線、標柱11号から13号までを順次に結んだ線及び標柱 2 号と13号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
大田市大森町字薬師ノ上ミヤシキ上イ586番3	1号
" 字大垣曾根北平イ582番	2号
" 字藏泉寺西側八194番1	11号
" 字藏泉寺上エイ1552番5	12号及び13号

島根県告示第532号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成20年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 年月日	指定番号	住所及び氏名	売りさばき 場 所	変 更 に 係 る 事 項			
				変 更 後		変 更 前	
				住 所 氏 名	売 り さ ば き 場 所	住 所 氏 名	売 り さ ば き 場 所
昭和37年 11月15日	871	浜田市三隅町 三隅65 - 1 浜田地方獵友 会 田畑 敬二	浜田市三隅町 三隅65 - 1	浜田市三隅町 三隅65 - 1 浜田地方獵友 会 田畑 敬二	浜田市三隅町 三隅65 - 1	浜田市高佐町 1099 - 1 浜田地方獵友 会 羽部 学	浜田市高佐町 1099 - 1

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成20年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さくら総合スポーツクラブ

3 代表者の氏名

藤原 常義

4 主たる事務所の所在地

島根県安来市安来町1281番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、安来市のすべての地域住民の生涯スポーツ社会の実現を目指し、日常生活の中で自発的にスポーツを楽しむ、健康・体力の維持増進に努めるとともに、活動を通じて仲間との交流を深めることにより地域の連携を高め、もって心身ともに豊かな生活実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事

業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎 2 階）

第41期島根県労働委員会使用者委員について補欠の委員を 1 名任命する必要があるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第 3 号イの規定に基づき、補欠の使用者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成20年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

推薦期間 平成20年 6 月13日から同月26日まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

簸川郡斐川町大字黒目534番、535番、536番 1、536番 2、537番 1、537番 2、538番 1、538番 2、539番

面積 16,628.39平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県福山市春日町 6 - 5 - 4

株式会社 小田商店

代表取締役 小田 欣史

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成20年 6 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称、数量及び配車先

ア 除雪グレーダ（3.1m級）、1 台、雲南県土整備事務所

イ 除雪ドーザ（11 t 級）、1 台、県央県土整備事務所

ウ 除雪ドーザ（11 t 級）、1 台、浜田県土整備事務所

ア～ウについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年11月28日（金）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長が指定する場所

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札する金額には、自動車賠償責任保険料、自動車重量税または自動車リサイクル料金を含めないこと。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目(大分類「4 機械器具類」中分類「(4) 産業機器」又は「(5) 車両船舶類」中分類「(1) 車両類」)に登録されている者であること。
- (4) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領(平成13年1月23日付会発第149号)に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

3 入札説明書の交付等について

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ

電話 0852-22-6046

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成20年6月13日(金)から平成20年7月25日(金)までの間、次の方法により交付する。

ア 上記(1)(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。)において交付する。

イ 島根県ホームページ上において交付する。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 入札書の受領期限

平成20年7月28日(月)午後1時30分

(郵便による入札にあっては、平成20年7月28日(月)午後0時15分までに県庁に必着)

- (5) 開札の日時及び場所

日時：平成20年7月28日(月)午後1時30分から

場所：島根県松江市殿町1番地 県庁会議棟第4会議室

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者が見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類及び、入札保証金の免除に関する書類については、平成20年7月18日(金)までにあらかじめ提出するものとする。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品調達を履行できると知事が判断した資料を添付して入札した者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Snow Removing Motor Grader in the 3.1meters class :1

Tractor With Snow Plow in the 11ton class :1

Tractor With Snow Plow in the 11ton class :1

(2) Bid tendering date and time: 1:30p.m., July28, 2008

(3) Contact point for the notice: Road Maintenance Division,

8 Tono-machi, Matsue-shi, SHIMANE, 690-8501 JAPAN

Phone: 0852-22-6046

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成20年6月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,997 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | 166,639 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) | |

八束選挙区	3,757
仁多選挙区	4,328
簸川選挙区	7,440
邑智選挙区	6,446
鹿足選挙区	4,644
隠岐選挙区	6,430
松江選挙区	52,203
浜田選挙区	16,768
出雲選挙区	39,309
益田選挙区	13,975
大田選挙区	11,264
安来選挙区	12,035
江津選挙区	7,364
雲南・飯石選挙区	13,986

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
- 166,639